

令和２年度 第４回恵庭市社会福祉審議会

高齢者福祉・介護保険専門部会 会議録

1. **開催日時** 令和２年１２月２３日（水） 午前１０時００分～午前１１時００分

2. **開催場所** 恵庭市民会館 ２階 大会議室

※新型コロナウイルス感染予防対策として、入室時の検温、マスク着用等を実施し、席の間隔を開けて開催しました。

3. **出席者**

【出席委員】 高橋委員、高島委員、齊藤委員、渡邊委員、
阿部委員、本間委員、関田委員、竹ヶ原委員（計８名）

【欠席委員】 ３名

【傍聴者】 ０名

【報道関係】 １名

【事務局】 保健福祉部長、保健福祉部次長、介護福祉課長、介護福祉課主幹
介護福祉課 高齢者相談・認定担当主査、生きがい対策担当主査
介護保険担当主査、指導担当主査・スタッフ（２）
（計１０名）

4. **内 容**

（１）開会

（２）部会長挨拶

（３）内容

＜議 事＞

１．第８期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について

＜報 告＞

１．有償ボランティア事業について

２．東恵庭憩の家と東恵庭会館の統合について

３．成年後見制度利用促進基本計画の策定について

４．事業者の新規指定及び指定更新について

５．指定介護予防支援の一部委託について

(4) 詳細

<議 事>

1. 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について

第1章 計画策定の趣旨

- 計画策定にあたっては、人口や要介護者の推計等から導かれる介護サービス需要の見込みを踏まえ、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据えた中長期的な計画を推進していく必要がある。
- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を一層進めていくとともに、在宅医療・介護の連携、認知症施策、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた施策の充実など、取り組むべき方策を明らかにし、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とする「第8期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定する。

第2章 高齢者の現状と将来推計

- 恵庭市の人口や高齢者数、要介護認定者数について、2025年及び2040年を見据えた中長期的な推計を行った結果、増加傾向だった人口は令和2年度以降減少に転じる一方、高齢者数及び要介護認定者数については今後も増加を続ける見込みである。
- 令和2年10月1日現在、恵庭市の人口は70,092人であり、このうち65歳以上の高齢者数は19,536人、高齢化率は27.9%となっている。
高齢者数の将来推計値を算出すると、高齢化率は令和7（2025）年には、30.4%となり、令和22（2040）年には、36.5%となることが予想され、恵庭市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となることを示している。
- 令和2年度の第1号被保険者の要介護認定者数は2,947人、認定率は15.1%となっている。
将来推計を見ると、高齢化の進展とともに要介護認定者も増加し、令和7（2025）年には、認定率は16.4%となり、令和22（2040）年には、19.8%にまで上昇することが予想される。
- 令和2年度の介護予防・日常生活支援総合事業の対象者は、333人となっており、毎年約100名の新規申請があるが、ほぼ同数が死亡や転出、要介護認定による資格喪失によって総合事業対象者から外れているため、横ばいの実績となっている。
介護予防を必要とする高齢者にサービスを提供するための取組みを進めていくとともに、総合事業対象者を受け入れられる介護サービス事業所を増やし、総合事業の充実を図ることによって、令和7（2025）年には394人、令和22（2040）年には493人まで増加することが予想される。

第3章 高齢者保健福祉の目標設定

●計画策定にあたり、地域住民のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、住民の心身の状況、その置かれている環境その他事情等、介護者等の実態把握及び介護サービス事業所の抱える諸問題を把握するために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「在宅生活改善調査」「居所変更実態調査」「介護人材実態調査」を行った。その各種調査の結果について報告を行った。

●第7期事業計画の取組みと成果について報告を行い、高齢者を取り巻く状況や各種調査結果を踏まえ、第8期事業計画に反映させる事業を検討するため、地域課題の整理を行った。

その結果、目指すべきまちの方向性や施策について、恵庭市総合計画との整合性を図り、第7期事業計画の成果を引き継ぐと共に中長期的な視点に立った計画とするため、6つのキーワードで整理し、基本理念、基本目標、重点施策をそれぞれ設定した。

【6つのキーワード】

「生活支援」「介護給付適正化」「社会参加」「医療連携」「生きがい」「認知症対策」

【基本理念】

恵庭市に住む高齢者が、認知症や介護が必要な状態となっても、ともに支えあい安心して暮らせるよう、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築を目指します。

【基本目標Ⅰ】

「地域における介護体制の充実」

<重点施策>

1. 介護サービスの基盤整備
2. 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進
3. 介護保険サービスの質の向上・推進
4. 災害や感染症発生時、非常時における対応策

【基本目標Ⅱ】

「適切な介護保険事業の運営」

<重点施策>

1. 効果的・効率的な介護給付の推進

【基本目標Ⅲ】

「社会参加・生きがいきり活動の推進」

＜重点施策＞

1. 積極的な社会参加の推進

【基本目標Ⅳ】

「恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進」

＜重点施策＞

1. 地域ケア体制の促進
2. 介護予防と健康・元気づくりの推進
3. 地域生活を支える環境整備の推進

【基本目標Ⅴ】

「認知症施策の推進」

＜重点施策＞

1. 認知症施策の充実

第4章 施策体系別計画

- 第3章に記載する施策メニュー別に具体的な取組みについて報告を行った。

例えば、「地域密着型サービスの基盤整備と充実」、「健康危機への対応（新型コロナウイルス感染症等への対応）」、「有償ボランティア事業の推進」、「買物支援と高齢者保健相談の推進」、「認知症バリアフリーの推進」など。

第5章 地域支援事業の充実に向けて

- 第8期事業計画の策定にあたり、保険給付のほか、地域支援事業の実態把握や分析についても記載することが求められたことから、「地域支援事業」に関する記載を設けた。
- 第8期事業計画においても、地域支援事業に位置付けられる「自立支援・重度化防止」の様々な事業を通して、市民一人ひとりが「住み慣れた地域で最後まで自分らしく生活する」という基本理念・基本目標の達成に向けて、地域生活を継続するための取組みを推進する。

第6章 介護保険サービスの実績と見込み

- 居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスにおける第7期事業計画の実績及び第8期事業計画の推計、令和7（2025）年、令和22（2040）年までの将来推計を算出した。

第7章 介護保険の費用の推計と保険料

- 今後、高齢者の増加に伴う要支援・要介護認定者数の増加や介護サービス事業所の整備等により、介護給付費を含めた総事業費は年々増加していくことが予想される。
- 第7期事業計画内における保険給付費の実績（見込み）は、約127億円となる見込み。
- 第8期事業計画内における保険給付費の見込みは、約148億円となる見込み。
- 第8期事業計画における介護保険料段階については、第7期事業計画より引き続き、低所得者に配慮したきめ細やかな所得段階（10段階）を踏襲し、また、消費税増税等の社会情勢による影響に配慮し、市民の負担軽減に努める。
- 第1号被保険者の保険料の設定にあたっては、地域包括ケア「見える化」システムによる高齢者人口の推計や、今後利用が見込まれる介護保険サービス量の推計、また、総合事業に代表される地域支援事業を充実させていくこと等を勘案し決定する。
- その結果、第8期事業計画の介護保険料（第1号被保険者の保険料基準月額）は、5,100円となるが、介護給付費準備基金を取り崩し、介護保険料の抑制に努め、第6期・第7期事業計画と同額の4,800円（年額：57,600円）と考えています。

以上、＜議事1＞第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案についてご審議、ご承認を賜りたい。

【部会長】 只今、事務局より説明のあった議事について質問・意見等がありますか。

【委員】 ＜介護人材確保について＞

第8期事業計画における「介護人材確保」についてはどのような施策を検討されているか。

【事務局】 介護人材の確保と育成については、第7期事業計画での取組みを引継ぐとともに、新しく「業務効率化・質の向上に資する事業の推進」として、介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保する観点から、文書の負担軽減策の実施や申請様式等に関する簡素化等を推進し、間接的に人材確保と育成につなげていく取組みを実施していきます。

【委員】 ＜介護給付費準備基金について＞

介護給付費準備基金はどのくらいあるのか。

【事務局】 介護給付費準備基金残高は、令和2年度末で約8億円となる見込みです。

【部会長】 その他意見等なければ、議事1について委員の皆さまへお諮り致します。
承認される方は挙手願います。

⇒（全員挙手）全会一致で承認されたことを確認しました。

<報 告>

1. 有償ボランティア事業について

市民の多様な福祉ニーズに対応するため、地域住民同士の有償ボランティアを基盤とした互助体制を構築することで、地域福祉の充実を図ることを目的とする。

支援者は、18歳以上で、恵庭市内に在住、通勤、通学している方。

利用者は、恵庭市民の内、高齢者のみの世帯、障がい者世帯、子育て中の世帯、ひとり親世帯、介護中の世帯など。

ボランティア事務局は委託事業として実施予定の旨報告を行った。

2. 東恵庭憩の家と東恵庭会館の統合について

東恵庭憩の家は、平成元年に建築され31年が経過しており、屋上防水や給排水設備の劣化、更には外壁の亀裂やカビなど、今後、大規模な改修が必要な状態であったことから、公共施設等総合管理計画における東恵庭憩の家の整備方針としては、地区会館などの集会施設へ機能集約を検討することとし、第1次プログラム後期5ヵ年（令和3～7年度）において集約することについて報告した。

市内部における協議の結果、東恵庭憩の家の機能を、隣接する「東恵庭会館」（地区会館）の増築棟に統合する方針を決定した。

3. 成年後見制度利用促進基本計画の策定について

平成28年度に「恵庭市成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度の普及・啓発に取り組んでおり、新たに「恵庭市成年後見制度利用促進基本計画」を策定することにより、成年後見制度の更なる普及と利用促進に努めることを報告した。

計画期間は令和3年度～令和7年度の5年間とする。

成年後見制度を必要とする人は、他の福祉制度との関連が深いと考えられることから、「恵庭市地域福祉計画」に盛り込む形で計画を策定する。

4. 事業者の新規指定及び指定更新について

介護保険法により、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業に関する指定権限は市町村とされています。

新規指定2件（居宅介護支援事業者1件、介護予防・日常生活支援総合事業者1件）、指定更新2件（認知症対応型共同生活介護2件）を実施したことを報告した。

5. 指定介護予防支援の一部委託について

指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターは、介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができるとされており、また委託するときは予め市町村長へ届出をすることとされている。このたび、委託する事業所に追加があったことを報告した。

【部会長】只今、事務局より説明のあった、5件の報告について、意見等はありませんか。

【委員】＜報告1. 有償ボランティア事業について＞

有償ボランティア事業はこれからの時代、とても良い事業だと思う。

既存のボランティアポイント事業との違いとボランティア事務局はどこに委託する予定かについて教えてほしい。

【事務局】既存のボランティアポイント事業は高齢者が担い手となり、サロンや介護サービス事業所において活動することにより、「担い手の介護予防」としての意味合いが強いものです。

これに対し、有償ボランティア事業は、担い手は高齢者のみならず若い世代の参画も期待しており、「市民の方の生活支援」としての意味合いが強いことに違いがあります。

また、ボランティア事務局の委託先については検討中です。

【委員】＜報告1. 有償ボランティア事業について＞

当該事業は、要支援者・要介護者は利用できるのか。

チケット制について説明願う。

【事務局】要支援者・要介護者も利用可能です。

当該事業は、介護保険制度では対応できない市民ニーズの解決のために、市民の互助によるボランティア制度を推進するものです。

チケット制については、以下のとおりです。

例えば、事前にボランティア事務局から1,000円分のチケットを購入。

→ボランティア活動をしてくれた支援者にチケットを渡す。→支援者は事務局へチケットを持っていき、換金する。

チケット制は、支援者と利用者間の現金授受に関するトラブル等を避けることも意図しています。

【委員】＜報告3. 成年後見制度利用促進基本計画の策定について＞

成年後見制度は利用する際、手続きから決定までに時間がかかる印象。

スピード感をもって取り組めるようお願いしたい。

【事務局】ご指摘のとおり、今年度は特に家庭裁判所が機能しておらず利用するまでに時間がかかっていたケースがあります。ご指摘を踏まえ、速やかな対応に努めていきます。

(5) その他

【部会長】その他、ご意見・質疑がなければ事務局より連絡事項はありますか。

【事務局】＜新型コロナウイルス感染症発生に伴う支援等について＞

北海道では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、複数の介護職員が感染するなどして、職員不足となった福祉施設等に、介護職員を派遣する事業を進めていますが、クラスターが発生した現場においては、直接介護に携わる職員だけでなく、施設の維持管理を担当する職員も不足し、周辺業務にも多大な影響が及んだと伺っています。

市内介護サービス事業所に対し行った「コロナ対策に関するアンケート」の結果から、クラスター発生時に想定される問題点の抽出を行い、北海道が実施する「介護職員等派遣事業」を補完することを目的として、感染の危険性が低い領域における支援を中心とした業務内容（買い物代行や衛生用品の提供等を想定）について検討しているところです。

内容が固まり次第、「(仮称) 新型コロナウイルス感染症に備えた支援に関する要綱」を制定し、介護サービス事業所へ周知を行ったうえ、同意いただける事業所から順次、登録を進めていきたいと考えています。

【事務局】＜次回の日程について＞

次回の専門部会は、2月12日（金）15時～中会議室を予定しております。時期が近づきましたら日程等についてお知らせいたします。

また、1月4日（月）～2月2日（火）までの期間において、パブリックコメントを実施します。

以上です。

【部会長】その他、ご意見・質疑がなければ、以上をもって閉会とします。